

〔第13回定時社員総会 添付書類6〕

定款施行細則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 <u>この法人の運営は、定款に定めるもののほかは、この施行細則による。</u></p> <p>第2条 <u>定款第3条によって設置した支部の細則は理事会の議決を経て別に定めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13条 理事および監事の選出に際して、選挙管理委員会は選挙用会員名簿を配布する。 2 選挙用会員名簿には、正会員の姓名を記載し、50音順に配列する。 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>4 第1条・第2条・第13条の変更および第21条から第23条の削除は、令和7年9月1日より施行する。</u></p>	<p>第1条 <u>この法人には次の支部を置き、原則として下記の範囲に在住する会員を各支部の会員とする。</u></p> <p><u>1. 東日本支部</u> <u>新潟、長野、静岡以東の各都道府県</u></p> <p><u>2. 西日本支部</u> <u>富山、岐阜、愛知以西で鹿児島以北の各府県</u></p> <p><u>3. 沖縄支部</u> <u>沖縄県</u></p> <p>第2条 <u>支部についてはこの法人の定款に準じた支部規程を定めるものとする。</u> <u>2 支部規程は総会の議決を経て定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13条 理事および監事の選出に際して、選挙管理委員会は選挙用会員名簿を配布する。 2 選挙用会員名簿には、正会員の姓名を記載し、<u>支部ごとに50音順に配列する。</u> (略)</p> <p>第7章 会 計</p> <p><u>第21条 各支部は、支部担当理事の中より会計責任者1名を置く。</u></p> <p><u>第22条 各支部は、支部運営に必要な経費に付き、予算を策定して当該事業年度開始前の4月の理事会において承認を得なければならない。</u></p> <p><u>第23条 前条予算の執行に当たっては、各支部の会計責任者が本部事務局に必要金額を請求し、入金を得て支部資金の出納を行う。</u> <u>2 支部資金の出納結果は、半期ごとに理事会へ報告しなければならない。</u> <u>3 決算月(8月)は速やかに出納を行い、その末日までに本部事務局へ残金の返還を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>